

三好丘旭行政区いきいきクラブ会則

(名称)

第1条 この会は、三好丘旭行政区いきいきクラブ(以下「この会」と称する。
通常愛称の「旭いきいきクラブ」を使用する。

(事務所)

第2条 この会の事務所は、旭集会所に置く。

(会員)

第3条 この会の会員は、原則として三好丘旭行政区在住の65歳以上の住民
で会費を納入した者とする。

1. 満90歳以上の会員は第12条に規定する会費は徴収しない。

(目的)

第4条 この会は、会員相互の親睦を図り、健全にして豊かな熟年生活を創造
し、地域社会の発展と福祉に寄与することを目的とする。

(事業)

第5条 この会は、第4条の目的を達成するために、次の事業を行う。

1. 会員相互の友愛活動
2. レクリエーション・健康づくり及び文化活動
3. 地域のボランティア活動
4. いきいきクラブみよし連合会の活動への積極参加
5. みよし市各地のいきいきクラブとの交流
6. その他、この会の目的を達成するための必要な事業

(役員)

第6条 この会に、次の役員と監事をおく

1. 役員
 - (1) 会長 1名
 - (2) 副会長 1名
 - (3) 女性部長 1名
 - (4) 会計 1名
 - (5) 体育部長 1名
 - (6) 文化部長 1名
2. 監事 1名
3. 会の運営上必要ある場合、顧問を置くことができる。

(役員を選任)

第7条 この会の役員を選出は次による。

1. 新役員を選出は、推薦委員が推薦して、総会の承認を受ける。

2. 推薦委員会の委員は、元会長2名以上、連絡員5名(地区割りを考慮し、現役員が決定する。)及び現役員とする。

3. 監事は、役員を除く選考委員会で推薦し、総会で承認を受ける。

(役員任期)

第8条 この会の役員任期は次による。

1. 役員任期は2年とする。原則として再任は認めない。

2. 欠員任期で就任した役員は前任者の残任期間とする。

(役員職務)

第9条 この会の役員職務は、次のとおりとする。

1. 会長はこの会を代表し、会務を総括する。

2. 副会長は会長を補佐し、必要に応じてその職務を代行する。

3. 会長、副会長が職務を遂行できない場合は、会計を除くその他の役員で代行する。

1. 会計は、この会の経理を担当する。

2. 部長は、それぞれ専門部長として行事等を担当する。

3. 監事は、この会の会計と業務を監査し総会に報告する

(役員会)

第10条

1. 役員会は必要に応じ随時、会長が召集し開催する。

2. 会議は役員3分の2以上を以て成立し、出席者過半数以て可決される。

3. 監事は採決に含まれない。但し必要があれば役員会に出席し意見を述べることが出来る。

4. 役員会で審議されない事項を会長は定例会議案に直接出すことができる。

(連絡員)

第11条 この会に若干名の連絡員を置く。

1. 連絡員は、会長の指示により各受持ちの会員に連絡事項等を担当する。

(会費)

第12条 会費は、会員1人当たり年1200円とし年度初めに徴収する。

1. 年度途中の入会者は、入会時に月割りで会費を徴収する。

(経費)

第13条 この会の経費は、会費、補助金、寄付金等をもって充てる。

(慶弔)

第14条 会員死亡の場合は5,000円を贈る。

1. その他の慶弔については、役員会の決定による。

(総会)

第15条 この会の総会は毎年3月に会長が召集して開催し、必要がある時にはこの限りではない。

1. 総会は会員の2分の1(委任状数を含む)以上の出席で成立し、議決は出席者の過半数により決定する。
2. この会則は総会において出席会員の2分の1以上の同意を得て変更することができる。
3. 総会は次の事項を議決する。
 - (1) 事業報告および収支決算
 - (2) 事業計画および収支予算
 - (3) 会則改定等この会の運営の基本にかかわる事項
 - (4) 役員選任

(会計年度)

第16条 この会の会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。但し、見込み決算が出来るものとし、決算確定後役員会承認の上速やかに会員に報告する。

付 則

1. この会則は、平成30年3月22日から実施する
2. 平成12年3月総会で一部改定
3. 平成15年3月総会で一部改定
4. 平成17年度3月総会で一部改定(第2条一(3)削除)
5. 平成20年度3月総会で一部改定(第1条、第14条)
6. 平成21年度3月総会で一部改訂(第1条、第6条)
7. 平成23年度3月総会で一部改訂(第1条、第5条、第6条、第9条、第12条付則)
8. 平成24年度3月総会で一部改訂(第3条の1、第6条、第9条の6、第10条)
9. 平成25年度3月総会で一部改訂(第7条第1項)
10. 平成26年度3月総会で一部改訂(第6条、第7条、第8条、第9条)
11. 平成29年4月1日「みよし市老人クラブ連合会」が「いきいきクラブみよし連合会」に改正されたことにともない、平成29年度3月総会で名称等を変更